

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の区分	区分の名称	⑤ 地区（住宅地A地区）	⑥ 地区（住宅地B地区）
		区分の面積		約 48.0 ha	約 27.5 ha
		建築物の用途の制限		_____	_____
		建築物の敷地面積の最低限度		135平方メートル ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地として使用する場合。 (2) 当計画が決定される以前から、当該規定に適合しない敷地については、その全部を一の敷地として使用する場合。	150平方メートル
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。 道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築物の敷地面積が135平方メートルに満たない敷地については、道路境界線及び隣地境界線までの後退距離を60センチメートル以上することができる。また、付属のものについては、50センチメートル以上することができる。	
		建築物の高さの最高限度		建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。 当該部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に7メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が4メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から4メートルを減じたものの0.6倍に12メートルを加えたもの以下とする。 ただし、敷地が北側で道路、水面に接する場合においては、当該道路、水面の幅の2分の1だけ外側を隣地境界線とみなす。	
		建築物等の形態又は意匠の制限		建築物等の形態又は意匠の制限は、次に掲げるものとする。 (1) 敷地外に落雪のおそれのある屋根には、雪止め等を設ける。 (2) 屋外広告物を設ける場合は、当該敷地内に存する店舗等の自己用のものとし、壁面の位置の制限内に設ける場合は、突き出し広告物等を避け、歩行者の通行上支障とならないものとする。	
		かき又はさくの構造の制限		道路境界線から50センチメートル以内の道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。ただし、門柱等の出入口部分は、この限りでない。 (1) 生け垣 (2) 前面道路からの高さが60センチメートル以下のコンクリートブロック、レンガ等で築造し、植栽を組み合わせたもの。 (3) 前面道路から高さが1.5メートル以下の塀とし、植栽を施したもの。 ただし、塀の高さが60センチメートルを超える部分は、鉄さく、金網等の透視可能なもの。	